

北方領土問題の早期解決等について

北海道部会提出

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、戦後最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

北方領土とその海域をロシアに不法占拠されてから既に75年もの歳月が過ぎ、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民の多くが故郷に戻るとの願いが叶わず他界され、また、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザなし交流などの事業が全て中止となるなど、このままでは返還要求運動の停滞や風化も懸念されるところである。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより自由な社会経済活動に多くの制約を受け続け、漁業をはじめとした地域の産業・経済に甚大な影響を及ぼし、疲弊の一途を余儀なくされている。

このような現状を踏まえ、北方領土問題の早期解決のため、外交交渉を支える国民運動としての返還要求運動をより一層推進するとともに、青少年に対する北方領土教育の充実、北方四島への想いを引き継いでいくための運動後継者の育成強化、さらには北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴える必要がある。

については、北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興を図るため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 北方領土問題の解決に向けた断固たる決意と強い意志を持って、ロシアとの外交交渉を粘り強く、強力に推し進めるとともに、国内外の世論の喚起高揚に向けた効果的な返還要求運動を推進すること。
- 2 元島民等に対する援護対策の充実や、社会経済活動に多くの制約を受けている隣接地域の疲弊解消のための内政措置の充実を、国の責任のもと速やかに実施すること。
- 3 日露平和条約の締結に向けた重要な一歩として協議・検討が進められている「北方四島における共同経済活動」を具体的かつ着実に推進すること。